

新規上場申請のための半期報告書

akippa株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 8 月13日
【中間会計期間】	第18期中(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
【会社名】	akippa株式会社
【英訳名】	akippa Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 金谷 元気
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06 (4393) 8425
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 西野 将規
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	06 (4393) 8425
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 西野 将規

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	3
第2【事業の状況】	4
1【事業等のリスク】	4
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3【重要な契約等】	6
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	13
第4【経理の状況】	14
1【中間財務諸表】	15
2【その他】	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	22
期中レビュー報告書	23

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 中間会計期間	第17期
会計期間	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日
売上高 (千円)	1, 915, 622	3, 828, 291
経常利益 (千円)	123, 927	204, 273
中間(当期)純利益 (千円)	104, 659	223, 233
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000
発行済株式総数		
普通株式 (株)	5, 884, 140	4, 117, 038
A種優先株式 (株)	—	589, 800
B種優先株式 (株)	—	339, 000
C種優先株式 (株)	—	693, 600
D種優先株式 (株)	—	144, 702
純資産額 (千円)	629, 229	524, 570
総資産額 (千円)	1, 126, 555	1, 050, 213
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	22. 03	54. 22
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	55. 9	49. 9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	71, 774	237, 729
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△25, 805	△25, 766
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11, 060	△58, 300
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	714, 438	679, 529

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

4. 当社は、第17期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第17期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

5. 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式と

して取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2026年5月13日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。なお、2026年5月13日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めを廃止しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。また、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）財政状態の分析

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末と比べ51,752千円増加し949,546千円となりました。主な要因は、現金及び預金が34,908千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べ24,589千円増加し177,009千円となりました。これは主に無形固定資産が24,166千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は1,126,555千円となり、前事業年度末に比べ76,341千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末と比べ18,837千円減少し444,350千円となりました。これは主に未払金が34,296千円減少した一方、未払法人税等が17,452千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べ9,480千円減少し52,975千円となりました。これは長期借入金が9,480千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は497,326千円となり、前事業年度末に比べ28,317千円減少いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末と比べ104,659千円増加し629,229千円となりました。これは中間純利益104,659千円を計上したことによるものであります。

（２）経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、継続的な賃上げの動きなどを背景に雇用・所得環境の改善が進み、インバウンド需要の旺盛な推移も加わり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、円安の進行や原材料価格の高騰に伴う物価上昇が個人消費に及ぼす影響、また、国内外の金融資本市場の変動や地政学的リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

国土交通省の統計資料によると、2024年度末の自動車保有台数約7,861万台に対し、月極や住宅の車庫を除いた駐車場は約568万台、自動車1万台に対する駐車場の割合は723台と公表されています。このような状況は改善傾向であるものの、日本で保有される自動車数に対して一時利用駐車場の数が不足しているという構造問題が発生しております。

このような情勢の中、当社は、「なくてはならぬ」サービスをつくり、みんなの「こまった！」をなくす。その積み重ねで世界をよりよくする。」をパーパス(存在意義)とし、「人々がリアルで会うときの困りごとを、世界中で解決する。」をミッション(果たすべき使命)と定め、「世界一のモビリティプラットフォームをつくる。」をビジョン(中長期で目指す姿)に掲げ事業を運営しております。

その第一歩として、当社は、月極め駐車場や個人宅にある駐車場の空きスペースを、スマートフォン等を通じて、誰もが、簡単に駐車場として貸し出せ、また、駐車場を予約して利用することができるマーケットプレイス「アキッパ」(以下「本サービス」といいます。)のさらなる成長に引き続き取り組んでまいりました。

本サービスにおいて、駐車場の利用ニーズは着実に伸びており、当中間会計期間の利用UU数(注1)は60.6万人(前年同期比11.8%)となりました。

オーナーモードにおける掲載駐車場数につきましても、当社の想定を上回る登録が進んだことに加え、高い掲載継続率を維持したことから順調に拡大いたしました。さらに、自社営業及びパートナー企業との連携により、高単価かつ高稼働が見込めるエリアへの戦略的な開拓を進めた結果、台あたり売上高が想定を上回って推移し、全体の売上高を押し上げる要因となりました。加えて、2026年6月より不動産管理会社とのシステム連携を開始し、同社が管理する月極駐車場の空きスペースが当社システムへ自動掲載される仕組みを構築いたしました。これらの施策の推進により、2026年6月における掲載駐車場数(注2)は58,870件(前年同月比8.7%増)と堅調に推移いたしました。

業績面におきましては、高単価エリアの新規開拓に伴う台あたり売上高の向上や、イベント会場周辺における駐車場売上の増加によって売上高及び売上総利益が拡大いたしました。また、販売費及び一般管理費につきましては固定費の割合が高く、売上高の増加に対して増加幅が抑制されたことから、利益幅が大きく拡大いたしました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高は1,915,622千円、営業利益は119,344千円、経常利益は123,927千円、中間純利益は104,659千円となりました。

なお、当社はアキッパ事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注1) 利用UU数とは、各期に駐車場を利用し支払いを行ったユーザー数のうち、重複を除いた数をいう。

(注2) 掲載駐車場数とは、本サービスに掲載され予約可能なステータスにある駐車場の月平均の台数をいう。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前事業年度末に比べ34,908千円増加し、714,438千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間営業活動の結果獲得した資金は71,774千円となりました。これは主に、税引前中間純利益による収入123,927千円があった一方、未払金の減少31,315千円、未払費用の減少4,970千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動により使用した資金は25,805千円となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出26,130千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動により使用した資金は11,060千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出11,060千円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,200,000
計	13,200,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,884,140	5,884,140	非上場	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,884,140	5,884,140	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権

決議年月日	2026年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社執行役員 4名 当社従業員 2名
新株予約権の数(個)※	178,100(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 178,100(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	580(注) 2
新株予約権の行使期間※	2028年5月13日～2036年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 580 資本組入額 290
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4

※ 付与日時点(2026年5月13日)における内容を記載しております。なお、付与日時点から提出日の前月末現在(2026年7月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

3. 新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)は、次の条件に従い新株予約権を行使するものとします。

①新株予約権の行使にあたっては、一部行使ができるものとする。

②新株予約権は、当会社の普通株式が東京証券取引所又はその他株式市場(国内外を問わず。)に上場した場合に限り行使することができる。ただし、上場日(当日を含む。)後180日目までの期間は新株予約権を行使することができない。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社及び当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

④新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を行使できないものとする。

⑤本要項に定める取得事由が発生していない場合に限り、新株予約権を行使することができる。

⑥その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使の条件に定める払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

(5) 交付される新株予約権の行使期間

募集新株予約権の行使の条件に定める本新株予約権の権利行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使請求期間の満了日までとする。

(6) 交付する新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(7) 交付する新株予約権の取得

当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が合併により消滅当社となる場合。

②当社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。

③新株予約権者が本要項に違反した場合。

④上記3の定めにより、新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年4月27日 (注) 1	普通株式 1,767,102	普通株式 5,884,140 A種優先株式 589,800 B種優先株式 339,000 C種優先株式 693,600 D種優先株式 144,702	—	100,000	—	1,900,051
2026年5月13日 (注) 2	A種優先株式 △589,800 B種優先株式 △339,000 C種優先株式 △693,600 D種優先株式 △144,702	普通株式 5,884,140	—	100,000	—	1,900,051

(注) 1 2026年4月27日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主及びD種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

(注) 2 2026年5月13日付で当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを消却しております。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合(%)
SOMPOホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	1,969,140	33.5
金谷 元気	大阪市西区	1,008,312	17.1
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区渋谷二丁目24 番12号	978,600	16.6
住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁 目3番2号	329,400	5.6
グロービス5号ファンド投資 事業有限責任組合	東京都千代田区二番町5-1	288,672	4.9
株式会社トリドールホールデ ィングス	東京都渋谷区道玄坂一丁目 21番1号 渋谷ソラスタ19階	165,600	2.8
日本駐車場開発株式会社	大阪府大阪市北区小松原町 2番4号	157,800	2.7
Globis Fund V, L.P. (常任代理人 東西総合法律 事務所)	東京都千代田区紀尾井町3 -28アドミラル紀尾井町ビル	122,928	2.1
日本郵政キャピタル株式会社	東京都千代田区大手町二丁 目3番1号	85,800	1.5
JR東日本スタートアップ株式 会社	東京都港区高輪2-21- 42	85,800	1.5
ニッポンレンタカーサービス 株式会社	東京都千代田区神田練堀町 3	85,800	1.5
計	-	5,277,852	89.7

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,883,900	58,839	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 240	—	—
発行済株式総数	5,884,140	—	—
総株主の議決権	—	58,839	—

(注) 当社は、2026年5月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	679,529	714,438
売掛金	188,681	181,436
貯蔵品	6,037	5,235
前払費用	31,225	58,236
その他	358	13
貸倒引当金	△8,038	△9,814
流動資産合計	897,794	949,546
固定資産		
有形固定資産	10,451	8,865
無形固定資産	22,300	46,466
投資その他の資産	119,667	121,677
固定資産合計	152,419	177,009
資産合計	1,050,213	1,126,555

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	344,166	309,870
1年内返済予定の長期借入金	20,540	18,960
未払費用	51,214	46,243
預り金	10,974	7,054
前受金	666	2,266
未払法人税等	3,780	21,232
契約負債	31,845	38,723
流動負債合計	463,187	444,350
固定負債		
長期借入金	49,180	39,700
資産除去債務	13,141	13,141
その他	133	133
固定負債合計	62,455	52,975
負債合計	525,643	497,326
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,900,051	1,900,051
利益剰余金	△1,475,480	△1,370,821
株主資本合計	524,570	629,229
純資産合計	524,570	629,229
負債純資産合計	1,050,213	1,126,555

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	1,915,622
売上原価	915,176
売上総利益	1,000,446
販売費及び一般管理費	※1 881,101
営業利益	119,344
営業外収益	
受取利息	723
ポイント利用収入	412
補助金収入	5,212
その他	487
営業外収益合計	6,836
営業外費用	
支払利息	171
固定資産圧縮損	2,082
その他	0
営業外費用合計	2,254
経常利益	123,927
税引前中間純利益	123,927
法人税、住民税及び事業税	21,342
法人税等調整額	△2,074
法人税等合計	19,268
中間純利益	104,659

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	123,927
減価償却費	3,440
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,775
受取利息	△723
支払利息	171
補助金収入	△5,212
固定資産圧縮損	2,082
売上債権の増減額(△は増加)	7,245
棚卸資産の増減額(△は増加)	801
預り金の増減額(△は減少)	△3,919
前受金の増減額(△は減少)	1,599
未払金の増減額(△は減少)	△31,315
前払費用の増減額(△は増加)	△27,010
未払費用の増減額(△は減少)	△4,970
契約負債の増減額(△は減少)	6,877
その他	345
小計	75,113
利息の受取額	723
利息の支払額	△171
法人税等の支払額	△3,890
営業活動によるキャッシュ・フロー	71,774
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,953
無形固定資産の取得による支出	△26,130
補助金の受取額	5,212
差入保証金の回収による収入	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,805
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△11,060
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,060
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	34,908
現金及び現金同等物の期首残高	679,529
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 714,438

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料及び手当	239,395千円
支払手数料	289,652 〃
貸倒引当金繰入額	1,775 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金	714,438千円
現金及び現金同等物	714,438千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、アキッパ事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(単位：千円)

	アキッパ事業
駐車場売上	1,612,132
サービス料	255,381
その他	43,757
顧客との契約から生じる収益	1,911,272
その他の収益（注）	4,350
外部顧客への売上高	1,915,622

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	22円03銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	104,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	104,659
普通株式の期中平均株式数(株)	4,751,633
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

akippa株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中田 信之
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福岡 宏之
--------------------	-------------

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているakippa株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、akippa株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上